

令和5年度

軽米町水道事業水質検査計画

令和5年4月

軽米町水道事業所

1 基本方針

軽米町水道事業所は、「供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していること」を遵守するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項により、水源種別・過去の水質検査結果・水源周辺の状況等を総合的に検討し、自らの判断により水質検査の内容等を定めた「水質検査計画」を策定し、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために計画的に水質検査を実施します。

また、水道水が安全であることを更にご理解いただけるように、毎事業年度の開始前に利用者に対して検査結果の公表と水質検査計画を公表いたします。

- (1) 検査地点は、配水の系統ごとに、水道法で検査が義務づけられている給水栓（蛇口）及び原水（浄水施設の入口等）で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目とします。

原水についても水質基準項目の検査と、クリプトスポリジウム、ジアルジア、及び糞便による汚染の指標菌検査を行います。なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬や水道水中の放射性物質についても、必要に応じて検査を実施します。
- (3) 検査頻度は、水道法施行規則・水源の種類・過去の検査結果等を基に、項目ごとに考慮して定めます。また、計画において、臨時に行う水質検査の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにいたします。
- (4) 水質検査結果には、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定めるところにより、水道事業者が行う定期的水質検査について、検討すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記載します。
- (5) 水道法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、精度管理方法及び委託の理由等について記載します。
- (6) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、利用者に対して公表します。

2 軽米町水道事業の概要

(1) 浄水施設の概要

事業名	軽米町水道事業			
浄水場名称	軽米浄水場	小軽米浄水場	小玉川浄水場	晴高浄水場
所在地	軽米町大字 軽米	軽米町大字 小軽米	軽米町大字 小軽米	軽米町大字 晴山
水源	表流水 (軽米水源)	表流水 (小軽米水源) 深井戸 (第2水源)	表流水 (小玉川 第1水源) 浅井戸 (第2水源)	浅井戸 (晴高第1水源 第2水源)
処理能力 (計画浄水量)	1,884m ³ /日	472m ³ /日	69m ³ /日	438m ³ /日
主な浄水 処理方法	急速ろ過	膜ろ過	急速ろ過	膜ろ過

事業名	軽米町水道事業		
浄水場名称	観音林浄水場	山内浄水場	笹渡浄水場
所在地	軽米町字 観音林	軽米町字 山内	軽米町大字 上館
水源	表流水 (観音林水源)	表流水 (山内水源)	深井戸 (笹渡第1水源 第3水源)
処理能力 (計画浄水量)	356m ³ /日	541m ³ /日	176m ³ /日
主な浄水 処理方法	緩速ろ過	緩速ろ過	急速ろ過

(2) 給水状況 (※一日最大配水量及び一日平均配水量は平成 29 年度実績)

事業名	軽米町水道事業
給水区域	九戸郡軽米町 蓮台野、荒町、仲町、本庁、大町、元屋町、上新町、下新町、向川原、駒木、新大鳥、長倉、下尾田、上尾田、苜敷山、向高家、高家、西里、外川目、山田、仲軽米、沢里、上館、岩崎、車角、戸草内、下増子内、上増子内、七ツ役、高柳、鶴飼、笹渡、上円子、下円子上組、下円子下組、板橋、蛇口、大沢、蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、米田大久保、河北、上河南、下河南、沢田、松ノ脇、百目金、屋敷、小玉川、下晴山、上晴山、内城、下野場、上野場、高清水、横枕、沼、観音林東、観音林西、観音林南、観音林北、山口、貝喰、山内駒木、大久保、上谷地渡、下谷地渡、平、中町、和当地、新井田、大清水、駒板、萩田、新光団地、門前、桜山、緑ヶ丘
計画給水人口	7,050 人
計画一日最大給水量	3,579m ³
一日最大配水量 (※)	3,512m ³
一日平均配水量 (※)	2,492m ³

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

軽米町水道事業の軽米浄水場では、雪谷川の表流水を取水し、小軽米浄水場では小軽米水源の表流水と深井戸を取水、晴高浄水場では晴高水源の浅井戸を取水、小玉川浄水場では浅井戸水を取水、笹渡浄水場では深井戸を取水、観音林浄水場及び山内浄水場では表流水を取水し、いずれも適切な浄水処理を行っており、浄水のこれまでの検査結果では、水質基準内を維持しています。

水 源	原水の汚染要因	水質管理上 留意すべき項目
軽米水源 小軽米水源 小玉川第1水源 観音林水源 山内水源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨、融雪等による濁水の発生 ・ 油類等による汚染事故 ・ 生活排水、自然動物等の糞便による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 臭気 ・ 一般細菌、大腸菌 ・ クリプトスポリジウム 等
小軽米第2水源 晴高第1水源 晴高第2水源 小玉川第2水源 笹渡第1水源 笹渡第2水源 笹渡第3水源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨等による井戸への濁水の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 一般細菌、大腸菌 ・ クリプトスポリジウム 等

令和3年6月の原水の水質検査で、小玉川第1水源(表流水)から初めてクリプトスポリジウムが検出されたことから、近傍の小玉川第2水源(浅井戸)は、年4回のクリプトスポリジウム等の指標菌の検査を実施します。

また、小玉川第1水源(表流水)は予備水源として、十数年前から取水していないことから、以後も休止といたします。

4 検査・測定地点

(1) 浄水又は給水栓水

浄水場及び配水系ごとに、町内7箇所を設定して浄水（給水栓水）の水質検査を行います。

また、毎日検査については町内7箇所をデータ監視または給水栓で行います。

(2) 浄水場の原水

水質管理上必要である原水の水質検査については、浄水施設の入口で採水し実施します。

また、各浄水場においては、原水濁度等を監視し、薬注設定を適切に調整します。

水質検査地点（原水）

水 源	採水地点	採水場所
軽米水源	軽米浄水場原水給水栓	軽米町大字軽米
小軽米水源	小軽米浄水場原水給水栓	軽米町大字小軽米
小軽米第2水源	小軽米浄水場原水給水栓	
晴高第1水源	晴高浄水場着水井流入菅	軽米町大字晴山
晴高第2水源		
小玉川第1水源	小玉川取水場（休止中）	軽米町大字小軽米
小玉川第2水源	小玉川浄水場	軽米町大字小軽米
笹渡第1水源	笹渡第1水源	軽米町大字上館
笹渡第2水源(予備)	笹渡第2水源（休止中）	軽米町大字上館
笹渡第3水源	笹渡第3水源	軽米町大字上館
観音林水源	ろ過池流入菅	軽米町大字晴山
山内水源	着水井流入菅	軽米町大字山内

水質検査地点（浄水）

配 水 系	採水地点	採水場所
軽米第1配水系	軽米浄水場給水栓	軽米町大字軽米
小軽米配水系	小軽米浄水場給水栓	軽米町大字小軽米
早渡配水系	内城中継ポンプ場給水栓	軽米町大字晴山
小玉川配水系	小玉川浅井戸給水栓	軽米町大字小軽米
笹渡配水系	笹渡浄水場給水栓	軽米町大字上館
観音林配水系	観音林浄水場給水栓	軽米町大字晴山
山内配水系	山内取水ポンプ場給水栓	軽米町大字山内

毎日検査地点（給水栓）

配水系	採水地点	採水場所
軽米第2配水系	軽米町役場車庫内給水栓	軽米町大字軽米
軽米第1配水系	戸草内管末排水管	軽米町大字上館
野場配水系	大沢管末排水管	軽米町大字蛇口
小軽米配水系	小軽米浄水場内給水栓	軽米町大字小軽米
観音林配水系	高清水管末排水管	軽米町大字晴山
山内配水系	貝喰管末排水管	軽米町大字山内
野場配水塔系	下野場一般住宅給水栓	軽米町大字晴山
早渡配水系	長倉中継ポンプ場流入管	軽米町大字長倉
長倉配水系	長倉屯所給水管	軽米町大字長倉
小玉川配水系	屋敷管末排水管	軽米町大字小軽米
笹渡配水系	百目金一般住宅給水栓	軽米町大字上館

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査項目

毎日検査項目については、水道法施行規則第 15 条に基づき 1 日 1 回、データ監視または目視により検査を行います。

(2) 水質基準項目

水質基準項目は、人の健康の確保、又は生活上の支障を生ずるおそれのある項目を水道水が備えなくてはならない水質上の要件として規定したもので、水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 条）で基準値が定められ、検査が義務付けられている項目です。これらの項目は、水道法施行規則第 15 条に基づき検査を行います。

なお、詳細については、別添の「水質検査実施頻度案(浄水)」及び「水質検査日程」のとおりです。

(3) 水質管理目標設定項目

上水道事業では、水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目（30 項目）について、水道基準に準じ、必要な項目について検査を行います。

また、この検査は任意であり、水源の状況等を考慮して項目を選定し、それぞれの事業体で項目を選定して、自主的に検査を行うものです。

なお、本町水道事業では、過去の原水水質検査の結果及び当年度の原水水質に著しい変動が無い場合は、水質管理目標設定項目の検査は行いません。

(4) 原水検査

原水の安全を確認するために、水質基準項目（51 項目）のうち消毒副生成物（11 項目）を除く 40 項目について水質検査を年 1 回以上行います。

詳細については、別添の「水質検査実施頻度案（原水）」のとおりです。

(5) 放射性物質

東日本大震災に伴う放射能汚染については、町測定データにより、放射性セシウムの管理目標値 10 ベクレル/kg を十分に下回る値のため、放射性物質検査は行いません。

6 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の規定に基づき、告示に示された検査方法により行います。また、その他の項目の検査方法については、厚生労働省からの告示、通知等によって行います。

なお、水質検査の委託先は、下記 8 の厚生労働大臣検査機関です。

検査項目	検査方法
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）、最終改正 令和 5 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 85 号
水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号、最終改正 平成 30 年 3 月 28 日生食水発第 0334 第 1 号）
耐塩素性病原生物	水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号通知、一部改正 平成 24 年 3 月 2 日健水発 0302 第 2 号）
原水	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）、最終改正 令和 5 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 85 号
放射性物質	水道水等の放射能測定マニュアル（平成 23 年 10 月 厚生労働省健康局水道課）

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合により、水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行いますが、検査項目はその状況に応じて決定します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

8 水質検査の自己／委託の区分

本町には水質検査を実施する設備が整っていないため、水質検査は別添の水質検査委託区分及び検査方法のとおり、水道法第20条の4に規定される厚生労働大臣登録検査機関に委託して検査いたします。

なお、この検査は水質検査業務委託契約にて実施します。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度作成し、検査結果と併せて水道事業所で閲覧に供します。

また、水質検査計画については、毎年見直しを行い、水質の状況に応じてその都度改正するものとします。

10 水質検査の精度と信頼性の保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

定期水質検査を委託する検査期間は、水道法第20条に基づき厚生労働大臣の登録を受け、令和4年度厚生労働省精度管理調査結果について「第1群」と評価された機関で行います。

11 関係者との連携について

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあつたときは、二戸保健所や軽米町町民生活課などの関係機関と連携して、情報交換や水質検査を行い、迅速に対策を講ずるとともに適正な浄水処理により水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。

皆様からのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

連絡先 軽米町水道事業所

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

TEL 0195-46-4742 FAX 0195-46-2335

E-mail:suidou@town.karumai.iwate.jp